

[財務書類に係る注記]

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）……………定額法

- ② 無形固定資産……………定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しています。

- ② 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当の支給見込額のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額(12 月から 3 月までの 4 か月分)を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

退職手当債務から群馬県市町村総合事務組合（「退職手当組合」という。）へ加入時以降の負担金累計額から既に職員に対し負担金として支給された額の総額を控除

した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

また、当期繰入額がマイナスとなった場合は、経常収益その他へ振り替えています。

④ 損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

また、当期繰入額がマイナスとなった場合は、臨時利益へ振り替えています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています）。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。（当組合財務規則が例によることとする藤岡市財務規則143条第3項の重要物品を計上）

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判断し、資産として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計制度研究会」報告に基づき、「新統一的な基準」への移行を行っています。これに伴い、固定資産台帳の作成に基づく、固定資産の表示等を行っています。

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当なし
- (2) 地方財政制度の大幅な改正
該当なし
- (3) 組織・機構の大幅な変更
該当なし
- (4) 重大な災害等の発生
該当なし
- (5) その他重要な後発事象
該当なし

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当なし
- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
該当なし
- (3) その他主要な偶発債務
該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲（対象とする会計）

一般会計

② 出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費逐次繰越額（一般会計） 0 千円

繰越明許費（一般会計） 0 千円

事故繰越額（一般会計） 0 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲………すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

イ 内訳（該当なし）

② 減価償却累計額

事業用資産	1,594,537 千円
建物	1,590,219 千円
船舶	4,318 千円
インフラ資産	16,132 千円
建物	6,387 千円
工作物	9,745 千円
物品	874,789 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。残高が正数であれば余剰分として費消可能な財源の蓄積を意味します。

当組合の場合、残高が負数となっているため、余剰ではなく不足していることを意味します。

(4) 資金収支計算書に係る事項

基礎的財政収支（業務活動収支 + 投資活動収支 + 基金積立金支出
－ 基金取崩収入 + 支払利息支出）

基礎的財政収支	△388,885 千円
（内訳）業務活動収支	171,086 千円
支払利息支出	1,824 千円
投資活動収支	△558,198 千円
基金積立金支出	30,130 千円
基金取崩収入	33,727 千円（－）

(5) 一時借入金に関する情報

該当なし